

退職後の健康保険に関するQ&A (任意継続被保険者制度)

■退職後の健康保険について

- Q1：退職後の健康保険の選択肢はいくつありますか？
- Q2：「健康保険の任意継続」とはどのような制度ですか？
- Q3：任意継続の保険料と国民健康保険の保険料の特徴はなんですか？
- Q4：任意継続を選択した場合、保険給付・保健事業はどうなりますか？
- Q5：任意継続を選択しなかった場合、注意点はありますか？

■任意継続の加入条件

- Q6：任意継続に加入するための条件はどのようなものですか？

■任意継続の加入期間

- Q7：任意継続被保険者の資格取得日はいつですか？また、加入期間はどのくらいですか？

■任意継続の加入手続きについて

- Q8：任意継続の資格取得の申請はどのように行うのですか？
- Q9：「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出しました。健康保険証はいつごろ届きますか？
- Q10：「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出してから、保険証が送付されるまでの間に医療機関等で診療を受ける場合は、どのようにすればよいですか？

■任意継続の保険料について

Q11：任意継続の保険料はどのようになりますか？

Q12：保険料はいつからかかりますか？

Q13：会社を退職したときに給与から健康保険料を引かれています。2重払いではないですか？

Q14：自分の保険料を知りたい場合はどうすればいいですか？

Q15：確定申告を行います。納付した保険料は社会保険料控除の対象となりますか？

■保険料の納付方法について

Q16：保険料の納付方法を教えてください。

Q17：金融機関やコンビニエンスストアでの納付について、注意することはありますか？

Q18：保険料を納付期限までに納め忘れたのですが、どうなりますか？

Q19：納付書はいつ届きますか？また納付書を失くした場合どのようにしたらいいですか？

■保険料の前納について

Q20：保険料を事前に一括して納付することはできますか？

Q21：どれくらいの期間を前納することができますか？

■ 保険料の前納について

Q22：前納保険料の納付期限はいつになりますか？

Q23：前納保険料を納付期限までに納め忘れたのですが、どうなりますか？

Q24：保険料を前納した期間の途中で、就職して健康保険の資格を取得した場合は、保険料は返還されますか？

■ 資格の喪失について

Q25：任意継続被保険者を喪失する条件を教えてください。

Q26：任意継続の加入期間（2年）を満了しました。任意継続被保険者の資格喪失後の健康保険はどうなりますか？

■ 資格取得申請書について

Q27：申請書はどこから入手できますか。

■ 介護保険について

Q28：今月65才になり市町村から介護保険料の徴収通知が届きました。間違いではないですか？

Q1：退職後の健康保険の選択肢はいくつありますか？

A1：退職後の健康保険には以下の選択肢があります。

選択肢		加入条件	手続き先	健康保険料
1	家族の健康保険	・ 年収130万円未満 (60歳以上または障害厚生年金受給者は180万円未満) ・ 被保険者の年収は2分の1未満	家族の健康保険	なし
2	任意継続被保険者	・ 退職日までに継続して2ヶ月以上加入 ・ 退職日の翌日から20日以内に手続き	ユニプレス健保	退職時の約2倍
3	国民健康保険	・ 上記2つに該当しない ・ 退職日の翌日から14日以内に手続き	住んでいる市区町村	前年度の所得や世帯人数に応じて
4	再就職先の健康保険	詳細は再就職先にて確認ください		

Q2 : 「健康保険の任意継続」とはどのような制度ですか？

A2 : 会社を退職し、ユニプレス健保の被保険者の資格を喪失したときに、一定条件のもとに個人の希望(意思)により、個人で継続して加入できる制度です。

Q3：任意継続の保険料と国民健康保険の保険料の特徴はなんですか？

A3：①任意継続の保険料

ユニプレス健保の任意継続の保険料は、退職時の標準報酬月額に基づいて決定され、保険料は2年間変わりません。

また、扶養家族の方の保険料はかかりません。

②国民健康保険の保険料

- ・前年の所得などに応じて決定されます。
- ・国民健康保険の世帯人員数に応じて決定されます。
- ・保険料の減免制度があります。

※市区町村によって保険料の算定方法が異なりますので、詳しくはお住まいの区町村の国民健康保険担当窓口にお問い合わせください。

Q4：任意継続を選択した場合、保険給付・保健事業等はどうなりますか？

A4：①被保険者証の記号・番号

任意継続被保険者になると、記号番号が変わりますので、
会社に在籍中に使用していた保険証は使用できなくなります。

②保険給付

傷病手当金および出産手当金を除き、在職中に受けられる保険給付と同様の給付を
原則受けることができます。

※傷病手当金および出産手当金は、任意継続の加入とは関係なく、
在職中からの継続給付の要件を満たす場合に限り対象となります。

③保健事業

歯科健診など会社内で実施している保健事業は、利用できませんが、他は利用できます。
(人間ドック事業も同じ自己負担で受診可能。)

Q5：任意継続を選択しなかった場合、注意点はありますか？

A5：①被保険者証の使用した場合

会社を退職後、ユニプレス健保の保険者証を使用して医療機関を受診した場合は、健保が支払った医療費（7割分）を後日支払っていただきます。

②人間ドック・特定健診の受診

会社を退職後、人間ドック・特定健診を受診した場合は、全額自己負担となります。

※ここでの「特定健診」とは40歳以上被扶養者が受診する健診

Q6：任意継続に加入するための条件はどのようなものですか？

A6： 次の①②の条件を満たしていることが必要です。

- ①資格喪失日までにユニプレス健保の被保険者期間が
継続して2ヵ月以上あること。
- ②資格喪失日（退職日の翌日等）から20日以内に
「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること。

Q7：任意継続被保険者の資格取得日はいつですか？
また、加入期間はどのくらいですか？

A7：退職日の翌日に任意継続の資格を取得し、加入期間は2年間です。なお、加入期間中に資格を喪失する場合については、「資格喪失について Q25」を参照ください。

Q8：任意継続の資格取得の申請はどのように行うのですか？

A8：「任意継続被保険者資格取得申出書」をご記入のうえ、退職日の翌日から20日以内に事業主（退職した会社）へご提出ください。

※「任意継続被保険者資格取得申出書」は健保ホームページからダウンロード

また、ご家族を新規・継続して被扶養者とする場合は、

「被扶養者異動届」をご記入のうえご提出ください。

なお扶養の事実が確認できる（生計維持していることを確認できる）書類の添付が必要な場合があります。

※「被扶養者の加入要件」については健保ホームページを参照のこと

※「被扶養者異動届」は、事業主または健保から入手できます。

Q9 : 「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出しました。
健康保険証はいつごろ届きますか？

A9 : 在職していた会社から提出される「資格喪失届（退職した届）」
の処理完了後に任意継続の保険証が作成できるようになります。
「資格喪失届」は、退職日以降に会社から健保へ提出されますので、
保険証の発行は、退職後1～2週間程度かかる場合もあります。

Q10：「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出してから、保険証が送付されるまでの間に医療機関等で診療を受ける場合は、どのようにすればよいですか？

A10：任意継続被保険者の資格取得日は、退職日の翌日になります。
保険証が届くまでの期間も、健康保険給付の対象となります。
保険証が送付されるまでの間に医療機関で診療を受けて、医療費を全額負担された場合は、保険証がお手元に到着後、「療養費支給申請書」をユニプレス健保に提出ください。保険負担分をお支払いします。

※ 「療養費支給申請書」は健保ホームページからダウンロードしてください

Q11：任意継続の保険料はどのようになりますか？

A11：退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じた額が保険料となります。

また、在職中は事業所とご本人で保険料を負担していましたが退職後（資格喪失後）はご本人が全額負担することになり、在職中の保険料の約2倍となります。

なお、保険料は、保険料率に変更がなければ2年間変わりません。

健康保険組合ホームページにて、[保険料シミュレーション](https://www.unipres-kenpo.or.jp/member/outline/sim.html)ができますのでご活用ください。〈<https://www.unipres-kenpo.or.jp/member/outline/sim.html>〉

Q12：保険料はいつからかかりますか？

A12：保険料は加入した月から必要となります。

また、保険料は月単位で計算されるため、日割りでの保険料納付はできません。加入が月初めでも月末でも同じ1ヵ月分の保険料を納めていただくことになります。

Q13：会社を退職したときに給与から健康保険料を引かれています。
2重払いではないですか？

A13：保険料は加入した月分は必要ですが、資格を喪失した月分は必要ありません。会社で控除された保険料と任意継続の保険料が2重払いになることはありません。

Q14：自分の保険料を知りたい場合はどうすればいいですか？

A14：表の「給与明細記載健康保険料」欄の額と自分の給与明細書に記載されている健康保険料を確認してください。任意継続保険料が、1か月分の保険料です。
これに介護保険の対象となる方は、介護保険料が徴収されます。
(介護保険料は、給与明細書記載額の2倍になります。)
また、[リンク〈保険料シミュレーション〉](#)もご活用ください。

等級	月額	給与明細記載健康保険料	任意継続保険料	等級	月額	給与明細記載健康保険料	任意継続保険料	等級	月額	給与明細記載健康保険料	任意継続保険料	等級	月額	給与明細記載健康保険料	任意継続保険料
1	58,000	2,639	5,336	15	180,000	8,190	16,560	24	340,000	15,470	31,280	38	750,000	34,125	69,000
2	68,000	3,094	6,256	16	190,000	8,645	17,480	25	360,000	16,380	33,120	39	790,000	35,945	72,680
3	78,000	3,549	7,176	17	200,000	9,100	18,400	26	380,000	17,290	34,960	40	830,000	37,765	76,360
4	88,000	4,004	8,096	18	220,000	10,010	20,240	27	410,000	18,655	37,720	41	880,000	40,040	80,960
5	98,000	4,459	9,016	14	170,000	7,735	15,640	28	440,000	20,020	40,480	42	930,000	42,315	85,560
6	104,000	4,732	9,568	15	180,000	8,190	16,560	29	470,000	21,385	43,240	43	980,000	44,590	90,160
7	110,000	5,005	10,120	16	190,000	8,645	17,480	30	500,000	22,750	46,000	44	1,030,000	46,865	94,760
8	118,000	5,369	10,856	17	200,000	9,100	18,400	31	530,000	24,115	48,760	45	1,090,000	49,595	100,280
9	126,000	5,733	11,592	18	220,000	10,010	20,240	32	560,000	25,480	51,520	46	1,150,000	52,325	105,800
10	134,000	6,097	12,328	19	240,000	10,920	22,080	33	590,000	26,845	54,280	47	1,210,000	55,055	111,320
11	142,000	6,461	13,064	20	260,000	11,830	23,920	34	620,000	28,210	57,040	48	1,270,000	57,785	116,840
12	150,000	6,825	13,800	21	280,000	12,740	25,760	35	650,000	29,575	59,800	49	1,330,000	60,515	122,360
13	160,000	7,280	14,720	22	300,000	13,650	27,600	36	680,000	30,940	62,560	50	1,390,000	63,245	127,880
14	170,000	7,735	15,640	23	320,000	14,560	29,440	37	710,000	32,305	65,320				

Q15：確定申告を行います。納付した保険料は社会保険料控除の対象となりますか？

A15：納付いただいた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

領収書は大切に保管ください。

領収書を紛失してしまった場合は、領収書に代わる「保険料納付証明書」を発行しますので、健保にお問い合わせください。

Q16－ 1 : 保険料の納付方法を教えてください。

A16-1 : 保険料の納付方法は、次の3通りあります。

- (1) 毎月納付書により納付する方法（その月の10日までに納付）
- (2) 1年分を一括で納付（前納）する方法
- (3) 年2回（4～9月分、10月～3月分）に分けて納付（前納）する方法

※保険料納付は年度単位となりますので、1年目は加入月から3月までの納付となります。

※納付方法を決める際には、振込手数料も考慮してください。

Q16－2：保険料の納付方法を教えてください。

A16-2：保険料の納付は、以下の方法があります。

- （１）最寄りの銀行（窓口）に行き、健保から送付された保険料納付書を使用して納付する。
- （２）ATMより健保から送付された保険料納付書に記載されている金額を振り込む。
- （３）健康保険組合へ直接納付する。

（ユニプレス健保の所在地：神奈川県横浜市港北区新横浜3-19-1）

※当組合は、自動引き落としは行っておりません。

Q16－3：保険料の自動引き落としはできますか。

A16-3：当組合は、自動引き落としは行っていません。

以下の方法で、保険料の納付をお願いします。

- (1) 最寄りの銀行（窓口）に行き、健保から送付された保険料納付書で送金手続きを行なう。
- (2) ATMより健保から送付された保険料納付書に記載されている金額を振り込む。
- (3) 健康保険組合へ直接納付する。

(ユニプレス健保の所在地：神奈川県横浜市港北区新横浜3-19-1)

Q17：金融機関やコンビニエンスストアでの納付について、
注意することはありますか？

A17：以下のようなことを注意してください。

- ・金融機関のATMでは10万円を超える現金での納付はできません。
窓口での本人確認が必要となります。
(ATMでは通帳やカードでの納付は可能です。)
- ・金融機関の窓口で10万円を超える現金で納付される場合は、
本人確認のための証明書の提示を求められます。
- ・コンビニエンスストアのレジから納付はできません。

Q18：保険料を納付期限までに納め忘れたのですが、どうなりますか？

A18：保険料を納付期限までに納付されなかった場合、納付期限の翌日で任意継続被保険者の資格を喪失することになります。

ただし、天災地変、交通・通信関係のストなど、納付の遅延について正当な理由があると認められたとき（健保が認めたとき）は、この限りではありません。

また、初回保険料を正当な理由なく納付期限までに納付されなかった場合は、任意継続被保険者の資格が取り消しとなります。

なお、任意継続の資格がない期間に保険証を使用したときは医療費の保険負担分を全額返納していただくことになります。

Q19 : 納付書はいつ届きますか？
また納付書を失くした場合どのようにしたらいいですか？

A19 : 任意継続に加入した年度の納付書は、新しい保険証と同封して
自宅へ郵送します。

次年度の納付書は、2月に実施する「次年度納付方法調査」の回答
に基づいて3月に送付します。

納付書をなくした場合は、納付期限までに納付されないと資格喪失
となるため早急に健保へ再発行の申し出を行ってください。

Q20：保険料を事前に一括して納付することはできますか？

A20：はい、できます。

保険料は年度を単位として一定期間分を一括して先に納めることができます。

保険料の割引があること、および納付の手間が省けるほか、納め忘れを防ぐことができます。

※前納することによる保険料の割引きは複利現価法による年4%が適用されます。

Q21：どれくらいの期間を前納することができますか？

A21：次の期間について、保険料を前納することができます。

- ①4月分から9月分、10月分から翌年3月分までの6ヵ月分
- ②4月分から翌年3月分までの12ヵ月分

※年度途中で任意継続被保険者となった場合は、

資格取得した月の翌月分から9月分または次の3月分

(当該年度の3月分) までの期間

Q22：前納保険料の納付期限はいつになりますか？

A22：前納保険料は、前納開始月の前月末日

（末日が土日・祝日の場合は翌営業日）までに納付してください。

- ・ 4月分から9月分までの6ヵ月分前納保険料、4月分から翌年3月分までの12ヵ月分前納保険料は、**3月末日までに納付**してください。
- ・ 10月分から翌年3月分までの6ヵ月分前納保険料は、**9月末日までに納付**してください。
- ・ 年度途中で任意継続被保険者となった場合、資格を取得した月の翌月分から9月分または次の3月分（当該年度の3月分）までの前納保険料は、資格を取得した月の末日までに納付してください。

Q23：前納保険料を納付期限までに納め忘れたのですが、
どうなりますか？

A23：前納保険料を納付期限までに納付されなかった場合は、
前納の申込みをされなかったものとして取り扱われます。
改めて毎月分の納付書を送付します。

Q24：保険料を前納した期間の途中で、就職して健康保険の資格を取得した場合は、保険料は返還されますか？

A24：保険料を前納した期間の途中で次の理由により任意継続被保険者の資格を喪失した場合は、その月以降の保険料はお返しします。

- ・被保険者が就職して健康保険等の被保険者の資格を取得したとき
- ・被保険者が後期高齢者医療制度に加入したとき
- ・被保険者が任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき
- ・被保険者が亡くなったとき

Q25：任意継続被保険者を喪失する条件を教えてください。

A25：任意継続被保険者の資格喪失条件は以下となります。

- ・ 任意継続の資格を取得した日から2年経過
- ・ 被保険者が就職して健康保険等の被保険者の資格を取得したとき
- ・ 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ・ 被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得したとき
- ・ 被保険者が任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき
- ・ 被保険者が亡くなったとき

Q26：任意継続の加入期間（2年）を満了しました。任意継続被保険者の資格喪失後の健康保険はどうなりますか？

A26：2年の被保険者期間を満了したときや、保険料を納付期限までに納付されなかったことにより任意継続被保険者の資格を喪失した場合、資格喪失後は、

①国民健康保険に加入。②ご家族の健康保険の被扶養者となる、のいずれかです。

①国民健康保険に加入する場合は、お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口で手続きとなります。②扶養家族としてご家族の健康保険に加入する場合は、ご家族の勤務先を通じて手続きください。

任意継続被保険者の資格喪失後に送付します「任意継続被保険者資格喪失通知書」は、他の健康保険に加入する際に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

資格取得申請書について

Q27：申請書はどこから入手できますか。

A27：左の申請書を健保ホームページからダウンロードできます。
必要事項を記入して[会社](#)に提出してください。
また家族をそのまま被扶養者とする場合は
[「被扶養者異動届」](#)添付してください。
書類が必要な方は各事業所担当者
(人事部・管理部・課)に申し出てください。

【申請書を記入する上での注意点】

①保険料の納付方法

振込手数料についても考慮して選択して下さい。

②口座情報記入欄

ここに記入する口座は健保から給付金を送金するためのものです。保険料を引き落とす口座ではありません
(口座振替はできません。)

健康保険
任意継続被保険者資格取得申請書及び給付金振込口座届出書

令和 年 月 日
提出先
提出先

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書及び給付金振込口座届出書
令和 年 月 日 提出

任意継続被保険者 記号 番号	申請者の氏名	資格喪失時の健康 保険被保険者証の 記号 番号	生年月日 昭和 平成 年月日
被 扶 養 者 有 無	申請者の 住所	電話番号 〒	資格喪失時 の月額 千円
最後に被保険者として 使用されていた 事業所	名称	資格取得 S・H・R 年月日	
	所在地	資格喪失 S・H・R 年月日	
備考			

保険料納付方法 選択してください	☐ ① 毎月納付 …… 毎月1日～10日までに納付する。 (10日が祝日休日の場合はその翌日) ☐ ② 半年前納 …… 取得月分より9月分まで、10月分より翌年3月分までの 2回で納付する。(取得月及び9月末までに納付する) ☐ ③ 一年前納 …… 取得月分より翌年3月分まで一括納付する。 (取得月に納付する)
【注 意】 ・ 納付方法を決定する際には、納付金額・送金手数料等を考慮し選択ください。 ・ 『①毎月納付』を選択する際は、送金手数料を考慮してください。 ・ 『②③』の納付方法では、保険料の割引(前納割引)が適用されます。	

【健保からの給付金受取口座】⇒保険料を引き落とす口座ではありません。
※被保険者様名義の振込先口座に限り、健保から給付金(家族療養費付加金など)をお支払いする場合はこの口座の解約・変更をしないでください。

金融機関名 支店名	銀行 信金 信組	支店
銀行コード	金融機関コード	支店コード
口座番号	普通(総合) 当座	
フリガナ		
口座名義		

①受取口座を変更する場合は、必ず健保組合へご連絡ください。
②任意継続資格喪失後、少なくとも3か月間はこの口座の解約・変更をしないでください。

任意継続資格取得年月日 年 月 日	任意継続資格喪失予定年月日 年 月 日	標準月額 千円

③記入の方法は裏面に書いてありますので、よく読んでご記入下さい。
④「※」印欄は記入しないで下さい。

受付日付印

ユニプレス健康保険組合

Q28： 今月65才になり市町村から介護保険料の徴収通知が届きました。
間違いではないですか？

A28： 間違いではありません。

介護保険料は、40～64才までは健康保険組合が徴収しますが、
65才になると居住する市役所から徴収されます。

(原則年金から差し引かれます)

ただし、ユニプレス健康保険組合は、
65才以上被保険者が40～64才の被扶養者を有している場合は、
介護保険料を徴収する制度を採用していることから、
双方から徴収されるケースもあります。



プレスのかで、未来にプラス。